

# 大船渡市地域防災計画（資料編）

## 【抜粋】

# 大船渡市地域防災計画（資料編）

## 目 次

### 3 災害応急対策計画

#### 3-9 相互応援協力計画

- 3-9-10 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（損保ジャパン株式会社  
岩手支店、トヨタL&F岩手株式会社）…………… 1

#### 3-11 防災ボランティア活動計画

- 3-11-1 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（大船渡市  
社会福祉協議会）…………… 12

## 3-9 相互応援協力計画

### 3-9-10 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（損害保険ジャパン株式会社岩手支店、トヨタL&F岩手株式会社）

大船渡市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社岩手支店（以下「乙」という。）及びトヨタL&F岩手株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における応急対策支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大船渡市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害時応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。

（電動車両等の種類）

第2条 乙及び丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) ハイブリッド車（プラグインハイブリッド含む。）
- (3) 燃料電池自動車
- (4) 前三号に掲げるもののほか、電動車両等からの外部給電に必要な機器
- (5) フォークリフト等丙が所有する災害対応に関する機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙及び丙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、乙及び丙に対し電話等により種類、規格及び数量等を連絡し、乙及び丙は、貸与可能な電動車両等を確認、調整の上、甲に結果を連絡する。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙及び丙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合及び要請書を提出できない場合にあっては、要請書の内容を口頭又は電話等で伝達し、後日要請書を提出するものとする。

3 乙及び丙は、前項の規定による要請があったときは、緊急性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、電動車両等を甲に貸与するよう努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙及び丙は、前条の規定による甲からの要請を受け、電動車両等を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類、規格及び数量等を確認した上で、引渡しを行うものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、電動車両等の引渡しを受けた場合は、乙又は丙に対して受取書（様式第3号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙及び丙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲、乙及び丙協議の上、決定する。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用等)については、甲が負担するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙及び丙は、電動車両等の貸与に当たり乙及び丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙及び丙にその旨を連絡し、乙及び丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙及び丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、大船渡市内で使用する。
- (3) 第2条第5号に規定するフォークリフト等丙が所有する災害対応に関する機器については、甲が災害応急対策に必要と認める場合、甲以外の災害応急対策に従事するものが使用することができるものとする。
- (4) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙及び丙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式第4号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を乙及び

丙に報告する。

- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合には、速やかに乙及び丙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(訓練)

第14条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

- 2 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙及び丙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月25日

甲 大船渡市  
代表者 大船渡市長

乙 岩手県盛岡市中央通二丁目11番17号  
損害保険ジャパン株式会社 岩手支店  
岩手支店長

丙 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目10番10号  
トヨタL&F岩手株式会社  
代表取締役社長

(様式1-1)

第 年 月 日 号

災害時における電動車両等の貸与要請書

損害保険ジャパン株式会社 岩手支店  
岩手支店長 井上 健 様

大船渡市長 戸田 公明

災害時における電動車両等の支援に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	所 属 氏 名 連 絡 先
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種 類 規 格 数 量
貸与を必要とする場所	住 所
貸与を必要とする期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式1-2)

第 年 月 日 号

災害時における電動車両等の貸与要請書

トヨタL&F岩手株式会社  
代表取締役社長 高橋 一仁 様

大船渡市長 戸田 公明

災害時における電動車両等の支援に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	所 属 氏 名 連 絡 先
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種 類 規 格 数 量
貸与を必要とする場所	住 所
貸与を必要とする期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式2-1)

第 年 月 日  
号

災害時における電動車両等の供給報告書

大船渡市長 戸田 公明 様

損害保険ジャパン株式会社 岩手支店  
岩手支店長 井上 健

災害時における電動車両等の支援に関する協定書第4条第2項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	所 属 氏 名 連絡先
貸与する電動車両等の 種類、規格及び数量	種 類 規 格 数 量
貸与する場所	住 所
貸与する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	



(様式2-2)

第 年 月 日  
号

災害時における電動車両等の供給報告書

大船渡市長 戸田 公明 様

トヨタL&F岩手株式会社  
代表取締役社長 高橋 一仁

災害時における電動車両等の支援に関する協定書第4条第2項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	所 属 氏 名 連絡先
貸与する電動車両等の 種類、規格及び数量	種 類 規 格 数 量
貸与する場所	住 所
貸与する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式3-1)

第 年 月 日  
号

災害時における電動車両等の受取書

損害保険ジャパン株式会社 岩手支店  
岩手支店長 井上 健 様

大船渡市長 戸田 公明

災害時における電動車両等の支援に関する協定書第4条第3項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	所 属 氏 名 連絡先
受取した電動車両等の 種類、規格及び数量	種 類 規 格 数 量
受取場所	住 所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式3-2)

第 年 月 日  
号

災害時における電動車両等の受取書

トヨタL&F岩手株式会社  
代表取締役社長 高橋 一仁 様

大船渡市長 戸田 公明

災害時における電動車両等の支援に関する協定書第4条第3項の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	所 属 氏 名 連絡先
受取した電動車両等の 種類、規格及び数量	種 類 規 格 数 量
受取場所	住 所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式4-1)

第 年 月 日  
号

連絡責任者報告書

相手方 様

当事者

災害時における電動車両等の支援に関する協定書第12条の規定に基づき、大船渡市と損害保険ジャパン株式会社岩手支店との間の連絡責任者を、次の通り報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位	所 属 氏 名 連絡先
第二順位	所 属 氏 名 連絡先
第三順位	所 属 氏 名 連絡先

(様式4-2)

第 年 月 日  
号

連絡責任者報告書

相手方 様

当事者

災害時における電動車両等の支援に関する協定書第12条の規定に基づき、大船渡市とトヨタL & F岩手株式会社との間の連絡責任者を、次の通り報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位	所 属 氏 名 連絡先
第二順位	所 属 氏 名 連絡先
第三順位	所 属 氏 名 連絡先

## 3-11 防災ボランティア活動計画

### 3-11-1 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(大船渡市社会福祉協議会)

大船渡市(以下「甲」という。)と社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、災害時における大船渡市災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大船渡市内における災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

(センターの設置)

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

(センターの設置場所)

第4条 センターの本部事務所は、大船渡市総合福祉センター駐車場内に設置するものとする。ただし、当該駐車場が被災等により利用できない場合には、甲は、これに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、乙が災害に係る協力体制に関する協定を締結している団体及び地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信

- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問合せへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 大船渡市災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ① 被災状況・避難情報
  - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ③ ボランティアによる支援活動の状況
  - ④ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める。）
  - ⑤ その他災害ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他センターの活動に必要な業務  
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費及び応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

令和4年7月19日

甲 大船渡市  
代表者 大船渡市長

乙 大船渡市立根町字下欠125番地12  
社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会  
会長